

行政監査及び随時監査報告書

令和4年5月

小 金 井 市 監 査 委 員

写

小 監 発 第 1 1 号

令和4年5月27日

小金井市長 西 岡 真一郎 様

小金井市監査委員	重 永 邦 敏
同	露 木 肇 子
同	小 林 正 樹

行政監査及び随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定により、行政監査及び随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙「行政監査及び随時監査報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第14項の規定により通知願います。

写

小監発第11号

令和4年5月27日

小金井市議会議長 鈴木成夫様

小金井市監査委員 重永邦敏

同 露木肇子

同 小林正樹

行政監査及び随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定により、行政監査及び随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙「行政監査及び随時監査報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第14項の規定により通知願います。

行政監査及び随時監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定による監査

2 監査の対象

総務部総務課

3 監査の範囲

総務課執務室内のキャビネットに小金井市会計事務規則第100条に基づく郵便切手等受払簿が作成されていない郵券及び本郵券について記載された文書が保管されている件について、事務の執行及び財務に関する事務の執行に関して、本監査を行った。

4 監査の着眼点

本件が発生した経緯、本郵券の使用目的・取扱い、管理方法や今後の対応を主眼として監査を実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。なお、監査にあたり、小金井市監査基準に準拠して実施した。

(2) 監査の期間

令和4年3月18日から令和4年5月10日まで

<実施年月日等>

実施年月日	時間	監査の対象	場所
5月10日(火)	10:00 ~ 12:00	総務課、会計課	監査委員室

第2 監査の結果

1 概 評

公金により購入し郵便切手等受払簿（以下「受払簿」という。）により管理、保管されている郵券とは別に総務課キャビネット内で保有が確認された、受払簿が作成されていない郵券（以下「管理外郵券」という。）は、総枚数283枚（うち封筒等台紙に貼付されているもの7枚）、10,519円相当であった。これら管理外郵券は、発生の経緯や具体的な購入年度は不明であるものの、券種や聴取内容から、購入当初の段階では公費で支払い受払簿に記載されていた市が所有する郵券と推察する。対象事業完了時に余っていた郵券や返信用封筒の未使用分の返戻分等について、受払簿の返戻・繰越処理が適切に行われず、時間の経過とともに引継もないまま切手のみが保管され、課の事業で使用することができない状態となったと推測される。管理外郵券と一緒に保管されていた文書についても、作成者や作成及びキャビネットへの保管時期など不明であった。

令和2年度第2回定期監査（総務部）以降の総務課における郵便料の予算執行に計数の誤りは認められず、郵便切手購入に伴い整備された各種簿冊の記載等の事務もおおむね適正に執行されていると認められ、各対象事業の受払簿上、管理外郵券を、受払簿による管理を行っている郵券に混入させたような痕跡は認められなかった。

なお、監査を行った結果、検討、改善を必要とする事項が見受けられたので、以下に述べる。

2 検討要望事項

(1) 郵券等の取扱いに係る明確な基準の作成について

市が取り扱う郵便切手については公金により調達しており、公金の取扱いに準ずるという認識を持って取扱いすべきものであり、管理については、小金井市会計事務規則第100条第1項第7号において、課長は受払簿を備え、整理しなければならないと定めている。しかしながら、具体的な受払簿の取扱いについて、同規則には様式を含めて定めておらず、会計課が郵便切手等受払簿のひな型及び記入例を提示しているのみで、運用については各課の判断で行っていることが判明した。

一方、地方自治法第237条及び239条に定義される財産の中の物品に関して、地方財務実務提要（地方自治制度研究会編）の例によると、郵便切手・郵便

葉書・収入印紙等の「印紙類」は物品のうち「消耗品」とされている。そのうえで、切手は有価証券に該当しないものの証券自体が特定の金銭的価値を有する「金券」であるという性格に着目し、特別に整理すべき「消耗品」と定めて管理していると思われる自治体があった。本市としてもこの例を参考に、受払簿の記載漏れ等の防止策の確立や、事業廃止等に伴う余った郵便切手の所管替え等の運用を容易とする等により、予算の編成・執行管理への反映、物品の効率的活用等も含めた今後の対策を進めやすくなると考えることから、再発防止の視点に立ち、より具体的・明確な基準を示すことを求める。また、郵券に対する基本的な考え方について、改めて職員の意識の統一を図り、各課において簿冊の記載漏れ等が発生しないよう注意喚起を図るよう要望する。

(2) 小金井市コンプライアンス基本方針の更なる周知・徹底について

上記(1)で記したように、今回の事案は郵便切手等の取扱いに係る事務的な処理基準が示されていなかったことも要因の一つではあったが、そもそも、数年前から取り扱いが不明な管理外郵券が課内キャビネットに存在し、且つ、その存在やそのことを黙するような不適切文書の存在をも知りえていた者が課内にいたにも関わらず、課長職者に報告されず、組織的に問題を検討し対策を講じるなどの適切な対応がとられないまま放置されていたことは、大きな問題と言わざるをえない。本市では、令和元年10月に「小金井市コンプライアンス基本方針」を掲げ、全ての職員が一体となってコンプライアンスの取組を進める一環として、「仕事の進め方 こがねいルール」を策定し、情報の共有や報告・連絡・相談を適切に行う30分ルールを定めたものの、結果としてコンプライアンスのお膝元ともいえるべき総務課内で全く機能していなかったことは甚だ遺憾である。今一度、同方針の内容を精査し、改めるべき内容は見直しを図り、真に全職員がコンプライアンスの重要性を認識し、リスク管理の徹底を図ることを強く要望する。

(3) 管理外郵券について

今回見つかった管理外郵券について、必要な手続き等を講じて、早急に現在の不適切な状況を是正することを求める。